

甲州市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱

令和 5 年 3 月 28 日

告示第 34 号

改正 令和 6 年 4 月 18 日告示第 102 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「日本骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者（以下「骨髄ドナー」という。）に対し、骨髄等の提供に係る休業による経済的負担を軽減し、もってドナー登録及び骨髄等の提供の推進を図ることを目的とし、甲州市骨髄等移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する骨髄ドナーとする。

- (1) 骨髄等の提供を行った日において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 他の自治体を実施する骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない者であること。
- (3) 市税の滞納がない者であること。

(助成内容)

第 3 条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院若しくは入院又は面接（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）に要した日数に 2 万円を乗じて得た額とし、1 回の骨髄等の提供につき 14 万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、日本骨髄バンクが必要と認める通院若しくは入院又は面接

2 骨髄ドナーが、当該勤務する事業所等が定める休日又はドナー休暇制度（骨髄等を提供するために必要な通院、入院等に要する相当の期間を特別有給休暇として取得することができる制度をいう。）を利用して骨髄等の提供のための通院若しくは入院又は面接をした場合は、前項の日数から当該休日及び休暇の日数を減ずるものとする。

（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に、骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

- （1）日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類
- （2）骨髄等の提供に係る通院又は入院した日を証明する書類
- （3）健康保険証の写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、骨髄移植ドナー助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第6条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めたときは、交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

2 市長は、前項の規定による交付の決定の取消しがあった場合において、申請者が既に助成金の交付を受けている場合は、当該取消した部分に係る助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づき助成金の交付決定を受けた者に対するこの告示の規定については、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和 6 年 4 月 18 日告示第 102 号)

この告示は、公布の日から施行する。